

# 中国製造物責任の研究（一）

## 目次

### 序論

#### 第一章 中国における製造物責任法の生成及び展開

##### 第1節 製造物責任に関する立法の変遷及びその背景

##### 第2節 「中華人民共和国産品質量法」の特徴

##### 第3節 中国の製造物責任法及び関連法制度の全貌（以上、本号）

##### 第4節 中国製造物責任法の形成における諸外国の立法及び学説の影響

#### 第二章 中国における製造物責任の法的性質

##### 第1節 製造物責任の法的性質の研究

##### 第2節 製造物責任の契約責任構成

##### 第3節 製造物責任の不法行為責任構成

##### 第4節 製造物責任における請求権競合

洪  
庚  
明

第三章 製造物、欠陥及び証明責任

第1節 製造物の定義及び範囲

第2節 欠陥の定義及び判断基準

第3節 責任要件と証明責任

第四章 損害賠償

第1節 人身損害の賠償

第2節 財産損害の賠償

第3節 製造物責任保険及びその他の被害救済制度

第五章 製造物責任訴訟

第1節 責任主体

第2節 免責事由と抗弁

第3節 責任期間と消滅時効

第4節 製造物責任における紛争処理

結語

## 序論——本稿の目的と構成

### 一 問題の所在

一九九三年二月に、中国の製造物責任法に当たる「中華人民共和國産品質量法」が成立し、同年九月から施行された。その法律の成立背景には、欠陥製品による消費者被害の増大という各国共通の要素もあるが、中国の独特な経済、社会及び法律事情の影響が大きいため、中国の製造物責任制度は先進国の製造物責任制度と異なる特徴を有している。特に、民事責任制度が未だ完全に整備されていない中国では、一種の輸入法理として「移植」された製造物責任制度は一般の人にとって馴染みがなく、学者の間でも研究の不足に起因する誤解が数多く存在している。製造業者の無過失責任を特徴とする製造物責任法理は、欧米諸国における大量生産・大量消費の経済構造の確立に伴って生じた大規模な欠陥製品被害問題を解決するために誕生した新しい法理である。その目的は現代社会の経済構造における企業と消費者との間の実質的に不平等な関係を是正し、欠陥製品による損害を合理的に分担することである。

製造物責任法理は、概念法学の結果ではなく、「消費者保護、産業保護、社会的利益等を衡量」した政策判断の結果である。<sup>(1)</sup>そのため、各国の製造物責任法の成立時期及び内容はそれぞれの国の経済発展状況、産業政策及び消費者保護政策などが敏感に反映され、各国の法制度及び国民の法意識とも密接に関連している。

計画経済から市場経済への転換期にある中国では、正常な競争秩序の確立が遅れたため、経済の自由化に伴って、粗悪製品の製造・販売が氾濫し、深刻な消費者被害を引き起こした。欧米で発生したDES薬害事件やアスベスト

事件又は日本のスモン事件、カネミ油事件のような大規模な製品事故と違って、中国における粗悪製品被害事故のほとんどは、技術の高度化によって生じた回避不可能なものではなく、事業者の手抜きが一番重要な原因である。また、こうした粗悪製品の製造者のほとんどは賠償資力のない零細企業であることも特徴である。そのため、中国の産品質量法では、損害賠償制度だけではなく、品質管理制度の強化を通じて被害の事前防止に重点が置かれ、粗悪製品の製造者・販売者に対する処罰制度も設けられている。中国の製造物責任制度を正しく理解するためには、こうした立法的背景を考察し、中国の製造物責任制度の全貌を解明しなければならぬ。

中国では、一九八六年の「民法通則」に製造者・販売者の製造物責任に関する一箇条の規定が定められたときも、一九九三年に「産品質量法」が制定されたときも、製造物責任の立法化について十分な議論はなされていなかった。そのため、製造物責任の性質や適用範囲、責任の構成要件及び抗弁事由など製造物責任法の基本的な理論について、解明されていない問題点が多く存在している。特に、欠陥製品の製造者の損害賠償責任だけを設けている日本及びその他の国の「製造物責任法」と違って、粗悪製品による消費者被害の対策として作られた中国の「産品質量法」では、国の品質管理制度や販売者の契約責任などの内容も含まれているため、製造物責任に対する誤解が生じやすい。「産品質量法」によって確立された中国の製造物責任制度を実際に運用するためには、法解釈による内容究明を行わなければならない。

また、民事特別法としての製造物責任法の実施にあたって、不法行為法を中心とする民法の一般規定の適用が不可欠であるが、民法全体の発展が遅れている中国では、「産品質量法」の実施において、立証責任や損害賠償の範囲など民事責任の基本的な問題も解決しなければならない。特に、人身損害の場合における逸失利益及び精神的損害賠償について、中国の現行法規定が統一されていないため、責任主体が事業者に限られる製造物責任における賠

償範囲の確定は、中国の不法行為法全体に対して大きな影響を及ぼすことが予想される。

中国では、製造物責任に関する著書及び論文が数多く発表されているが、その大半は法律の条文の解釈に止まり、本格的な研究とは言えない。研究にあたる数少ない論文も頁数等の制約で、研究の範囲が狭く、視野も限られている。特に、中国における製造物責任の研究において、中国の国情を無視し、先進国の製造物責任制度をそのまま導入する意見と、中国の特殊な事情を強調し過ぎて、製造物責任の共通性を無視する主張という極端な傾向が見られる。また、中国では判例の公開が少ないため、判例分析に基づく製造物責任研究も非常に不足している。日本においても、中国の製造物責任に関する研究論文はいくつかが見られるが、資料の制限及び発表時期などの制約で、研究の視野が法律の条文の解釈に限られ、中国の新しい研究成果及び判例に対する紹介は不足している。

## 二 本稿の構成

本稿は、以上に提示された中国製造物責任に関する研究の問題点を踏まえた上で、以下の五つの方面から論述を進めていくことにしたい。

第一章では、中国の製造物責任制度に関する立法及び学説の推移を考察しながら、「産品質量法」の立法的背景及びその特色を探り、立法の目的や性質、中国における製造物責任制度及びそれに関連する製品安全管理制度の全貌を概観する。

第二章では、中国における契約責任及び不法行為責任に関する法制度と学説を分析した上で、製造物責任の法的構成に関する中国の学説及び判例を考察し、製造物責任の契約法上の構成と不法行為法上の構成及び製造物責任に

おける責任競合の可能性とその意義について検討する。

第三章では、製造物や欠陥及び立証責任など製造物責任の基本要件について、比較法学の手法を取り入れ、諸外国の製造物責任法及び学説を参考にしながら、中国の消費者被害の実情及び訴訟実務に基づいて分析を展開し、製造物の範囲や欠陥の判断基準及び立証責任における問題点を解明する。

第四章では、損害賠償に関する中国の立法、学説及び判例の最新の動向に基づいて、製造物責任における人身損害及び財産損害の賠償範囲を検討し、製造物責任法の一つの手がかりとして、中国の人身損害賠償責任制度の再構築を試みる。また、中国における製造物責任保険及びその他の損害救済制度の現状についてもこの章で検討する。

第五章では、製造物責任訴訟における責任主体、複数責任主体の内部関係、免責事由、責任期間及び消滅時効などに対する分析を通じて、中国製造物責任訴訟の実態及び問題点を明らかにし、中国の製造物責任制度に対する研究を完成させる。

本稿の全体にわたって、以下の研究方法を用いながら、議論を進めたい。

第一は法社会学の手法である。中国の製造物責任法規定を解釈するとき、常にその背後にある経済、社会及び制度全体の影響を考慮しながら、その実際の意味及び効果を解明しなければならない。

第二は比較法学の手法である。中国では、製造物責任に対する研究が不十分なため、欧米や日本の製造物責任立法、判例及び学説と比較しながら中国の製造物責任制度を分析することは、その内容の解明だけではなく、それを補完するためにも重要である。

第三は判例研究の手法である。中国には、日本のような詳細な判例集がないため、判例の収集は極めて困難である。本稿は、「民法通則」実施以来、これまでに公開された製造物責任判例を収集し、それらに対する分析を通じ

て、中国の製造物責任制度の実態解明を試みる。

本論文は、これらの手法を用いて、中国製造物責任の現状及び問題点を検討し、その発展を展望したいと考へる。

注

(1) 平野裕之「製造物責任の理論と法解釈」(信山社、一九九〇)六頁。

(2) 加藤一郎「最近の中国の立法作業と製造物責任法」『ジュリスト』一〇三五号四七頁以下、梁慧星「中国の製造物責任法」『JCAジャーナル』一九九五年九号一〇頁以下、一〇号二四頁以下、植木哲・謝志宇「産品（製造物）責任の中日比較」『関西大学法学論集』四五―二・三、段匡「中国不法行為法に関する若干の考察」『東京都立大学法学会雑誌』(三三―一)二二―一頁以下、(三三―一)三五五頁以下、高橋正毅ほか「中国製造物責任法事情」小林秀之編『新製造物責任法大系Ⅱ（海外編）』（弘文堂、一九九八）六八七―七〇一頁、射手矢好雄「中国ビジネス最前線（二）中国の製造物責任」NBL六三五号六二頁以下。

## 第一章 中国における製造物責任法の生成及び展開

### 第一節 製造物責任に関する立法化の変遷及びその背景

#### 一 中国における製造物責任問題の歴史的な考察

中国における製造物責任問題の提起は今から二十年前に遡る。その発展の歴史は三つの時期に分けることができ

る。

1 一九七八年改革開放政策が打ち出されるまでの「夜明け前の時代」<sup>(1)</sup>

一九七〇年代の後半において、アメリカでは製造物責任法が全盛期を迎えており、その他の国々においても消費者保護運動の影響で、製造物責任の立法化機運が高まっていた。しかし、この時期の中国では、高度集中的な計画経済の下で、社会経済活動の大部分は国有企業間の生産財の流通に占められ、個人消費用品の生産は少なく、その種類も伝統的な生活用品に限られていた。そのため、欠陥製品による消費者被害の発生は比較的になく、社会的にも注目されなかった。また、当時の中国では、民法を含む基本的な法律制度が整備されておらず、製造物責任法を含む外国法制度の紹介や研究も一切なかったため、製造物責任の概念すら知られていなかった。欠陥製品による消費者被害が生じた場合、被害者は国有企業を相手に損害賠償を請求することができず、泣き寝入りするしかなかった。

この時期は製造物責任法だけではなく、中国の民事法律制度全体にとっても「夜明け前の時代」と言えよう。

2 経済改革開放政策が打ち出されてから一九八四年までの「輸入法時代」

一九七八年、中国政府は四つの近代化の実現を目指して、改革開放路線を打ち出した。商品経済の復活を認めた国内経済の改革と同時に、外資の導入及び製品の輸出促進を中心とする対外開放政策も軌道に乗りはじめた。しかし、当時では、中国の企業は技術が遅れていた上、外国の製造物責任法に関する知識もまったくなかったため、輸出品の欠陥による損害賠償訴訟にたびたび悩まされていた。一九七七年、アメリカのテキサス州のスコット兄弟



が中国湖南省の輸出貿易会社の輸出した花火で遊んでいてけがした事件で、被害者は中国政府を被告としてテキサス州地方裁判所で訴訟を起こした。<sup>(2)</sup> この事件をきっかけに、中国の学者は初めて製造物責任制度に目を覚め、外国の製造物責任法の翻訳と紹介を始めたのである。

当時の中国では、経済改革による経済発展の結果として、家電製品をはじめとする生活消費用品の生産・消費が増え始め、欠陥製品による被害事故も現われたが、深刻な社会問題にはなっていないかった。そのため、学者のアメリカやヨーロッパの製造物責任法に対する関心は、単に輸出製品の訴訟対策に集中され、中国における製造物責任の導入に関する論議は一切見られなかった。<sup>(3)</sup>

この時期の中国では、増え続けた消費者被害を救済するために、欠陥製品製造者の損害賠償責任を定めた規定が一部の法律において現われた。一九八二年に公布された「中華人民共和国食品衛生法」の三九条は「本法に違反し、食品中毒事故又はその他の食源性疾病をもたらした場合は、被害者はその責任者に対して損害賠償を請求する権利がある」と定め、欠陥食品の製造者・販売者の損害賠償責任を認めた。その後、一九八四年に公布された「中華人民共和国薬品管理法」においても、薬品中毒事故に関する事業者の無過失責任規定が設けられた。<sup>(4)</sup>

不法行為法の一般規定さえ存在しなかった当時の中国において、加害者の過失を賠償責任の要件としないこれらの規定は画期的な出来事であった。しかし、これらの規定は、食品と薬品など一部の製品に限られており、一般的な製造物責任法とは言えない。一方、「憲法」の改正や刑事法、民事法、経済に関する基本的な法制度及び司法制度の整備に追われていた立法者にとって、製造物責任法を起草する余裕はなかった。

## 3 一九八五年から一九九三年までの「立法化時代」

一九八〇年代の後半では、中国の経済は高速成長期に入り、人々の生活は大幅に向上した。それと同時に、家電製品の普及に伴う欠陥製品事故も目立ち始め、扇風機、洗濯機、電気温水シャワー器、電気保温毛布など家電製品の電気漏れによる死亡事故が多発した。このような消費者被害の顕在化をきっかけに、製造物責任は現実の問題として社会的な注目を浴び、製造物責任に対する研究も本格的に動き出した。

一九八五年の『法学研究』には、「我が国の現代製造物責任制度の確立について」と題する論文が掲載され、作者は諸外国の製造物責任法を紹介した上で、中国現行の品質管理制度における損害賠償規定の欠如を指摘し、不法行為法上の厳格責任に基づく生産者・販売者の賠償責任制度の確立を提言した。<sup>(5)</sup> この論文の中で提出された立法化の構想は後の「民法通則」における製造物責任規定の理論的な骨組みを提供し、中国製造物責任制度に大きな影響を及ぼした。<sup>(6)</sup>

一九八六年四月に成立した「中華人民共和國民法通則」の一二二条は、「產品品質の不合格によって、他人の財産または人身に損害が生じた場合、產品の製造者・販売者は法律に基づいて民事責任を負うべきである。運送者または保管者に責任がある場合は、產品の生産者・販売者は（彼らに対し）求償することができ」と定め、製造物責任を民事損害賠償責任とはじめて認めた。

「民法通則」は民法典草案第四稿を基礎にして作られたといわれているが、一九七九年から一九八二年までに作られた四つの民法典草案のいずれにおいても製造物責任に関する規定はなかった。<sup>(8)</sup> 「民法通則」に製造物責任規定が設けられた背景には、経済の急成長に伴う欠陥製品による消費者被害の顕在化があったことは明らかである。「民法通則」一二二条の立法経緯について、立法者は、「消費者保護及び製品品質の向上のために、外国の製造物責任

立法例及び国内の研究成果を参考にし」たと説明しているが、当時の中国では、製造物責任に対する研究は始まったばかりで、製造物責任の基本的な理論問題はまだ十分に解明されていなかったのが実態である。

「民法通則」が公布された後、中国経済の自由化政策はさらに進み、個人企業や郷鎮企業(9)の急速な成長によって、市場競争は一層激しくなった。かつての計画経済の下で、国有企業及び集団所有企業を対象とした品質管理制度は、企業の所有制の多様化及び市場経済における自由競争には対応できなくなった。一九八八年に、国内市場で空前のインフレが起き、それによって引起された買い溜め現象に乗じて、偽ブランドのタバコ、メチルアルコールで調製された「酒」、有効成分を含まない偽薬、有毒な「化粧品」、紙製の「革靴」などありとあらゆる粗悪製品が市場に横行し、消費者の利益と安全を脅かした。このような悪質商法による消費者被害は正常な経済活動における欠陥製品事故と性質が異なっており、被害発生危険性も後者より格段に高い。

社会事情の変化に伴って生じた新しい類型の消費者被害について、責任要件や適用範囲などが解明されていない「民法通則」一二二条だけでは対応できない。そこで、一九八八年九月に、欠陥製品事故の防止及び損害賠償に関する新しい法律の起草が決められ、一九九三年二月に製造物責任制度が含まれた「中華人民共和国産品質量法」（以下「産品質量法」という）が成立した。

## 二 「中華人民共和国産品質量法」の立法的背景

「産品質量法」が成立した背景には、中国の独特な経済、社会事情および法制度の伝統が存在しており、これらの立法的背景に対する分析は「産品質量法」の内容及び法実施の効果を研究する上で不可欠である。「産品質量法」の成立及び内容に大きな影響を及ぼした要素としては以下の幾つかが挙げられる。

## 1 製品品質の低下による経済損失の巨大化

工業製品の品質低下による経済の非効率化は中国経済の積弊である。従来の計画経済において、計画通りの数量の製品を生産することが最重要課題とされ、企業は製品品質の向上に関心を払わなかった。経済改革の初期段階においても、長年続いた重工業偏重の産業政策の影響で、消費品の供給不足状態が続き、企業にとって品質改善のインセンティブがなかった。これが、製品品質の低下が慢性化した根本的な原因である。

国家及び地方の技術監督局が一九八五年から企業の生産過程における製品品質の抜き取り検査を実施した結果、製品の合格率はいずれも七五%前後であり、市場に流通している商品に対する抜き取り検査の合格率は生産過程の検査よりもさらに低く、五五%から六〇%に止まっている。<sup>(1)(2)</sup>

製品品質の低下は規模の小さい企業ほど深刻である。大型企業の製品合格率は八〇%以上に保たれているに対し、郷鎮企業の品質合格率は五〇%から七〇%しかない。<sup>(1)(3)</sup> 大中型の国有企業は技術力が比較的に高い上、昔の品質管理制度も残っているため、品質管理の強化によって品質を向上させることは容易である。これに対し、急成長を遂げた郷鎮企業や個人企業にとって、品質を向上させるための技術もなければ資金もないため、製品の品質問題はさらに深刻である。

中国品質管理協会の統計によると、一九九三年までに、不合格品による経済損失は、全国では毎年二千億元に上り、国内総生産の六%にも達している。<sup>(4)</sup> 中国経済を健全に発展させるためには、品質の低下による巨額の経済損失を減少しなければならない。

## 2 粗悪製品の氾濫による消費者被害の深刻化

一九八〇年代末頃から、中国では市場の繁栄に伴って、偽商品・粗悪製品が市場に横行し始め、消費者に大きな被害を及ぼした。ここに言う偽商品とは、有名ブランド品のコピー商品及びまったく商品価値のない偽物を意味する。後者の例としては有効成分を含まない「栄養保健ドリンク」、「薬品」、「化学肥料」及び「農薬」などが挙げられる。粗悪製品とは、正常の生産過程で出た瑕疵製品と違って、いい加減な製造工程によって作られた品質が極端に劣る製品を意味する。

国家技術監督局は毎年消費者から苦情の多い商品について抜き取り検査を行っている。一九九〇年に農薬、化学肥料など一〇種類の農業用生産財に対して行われた検査では、平均合格率は六六・七%しかなく、不合格品のうち、粗悪製品が八・三%を占めている。一九九一年に電線、電気コンセントなど六種類の生活用品に対する検査では、粗悪製品が占める割合は一七%を超えた。一九九二年に行われた建築鉄筋、バルブ、眼鏡及び食用油四種類の商品に対する検査の合格率はわずか五五・二%で、粗悪製品が一七・四%を占めている。<sup>(45)</sup>

偽商品・粗悪製品の氾濫は消費者に大きな人身損害、財産損害をもたらした。中国では、家電製品の電気漏れ事故による死者が毎年八千人を超えており、その大半は粗悪電気器具によるものである。<sup>(46)</sup> 偽薬品による死亡事故も毎年発生しており、「薬品管理法」が実施された直後の一九八六年一年間に、全国で摘発された偽薬品、粗悪薬品の生産・販売事件は一万一千件に達し、販売総額は一・八億元に上っている。<sup>(47)</sup> そのほかに、メチルアルコールで調製された「酒」による中毒事件も後を絶たず、一九九三年までに被害者の数はすでに五千人を超え、その内一三四人が死亡した。<sup>(48)</sup> 粗悪建築材料の使用または手抜き工事による欠陥住宅の倒壊事故も多発している。中国建設部（建設省）の統計によると、一九九二年から一九九六年までに全国で発生した欠陥建物倒壊事故は七九件で、二六二人の

死者及び二一八人の重傷者を出している。<sup>19)</sup>このように、偽商品・粗悪製品の氾濫はすでに社会の公害となっており、それによる消費者被害の防止及び救済は立法の重要な課題となっている。

中国における偽商品・粗悪製品の氾濫については、以下の原因が考えられる。

まず、経済の自由化政策の下で発展を遂げた郷鎮企業や個人企業は偽商品・粗悪製品の製造・販売を手掛けることが多い。これらの企業は、経済の発展及び市場の繁栄に大きく寄与した一方、資金及び技術の制限により、良質な製品を作ることが困難である。熾烈な市場競争を生き抜くために、一部の郷鎮企業や個人企業は最も儲かりやすい偽商品・粗悪製品の製造・販売をはじめたのである。

次に、商品流通システムの自由化によって生じた不正競争行為は偽商品・粗悪製品の氾濫に拍車をかけた。計画経済から市場経済への転換は、商品流通システムに多様性をもたらし、商社、卸売り業者及び小売店は商品の仕入先を自由に決めることができるようになった。しかし、中国では、市場競争が白熱化したにもかかわらず、それを制御すべき正常な競争秩序がまだ出来ておらず、偽商品・粗悪製品を製造する郷鎮企業や個人企業は大幅な値引き販売や賄賂などの不正手段を武器に、本物のブランド品と良質製品を市場から追出した。

さらに、経済の自由化による政府の経済管理能力の弱体化も一因である。市場経済に適應する新たな品質管理程度の確立が遅れたため、計画経済に慣れた政府機関は市場経済の管理に戸惑い、政府の市場に対するコントロール能力は急激に落ちた。そのため、昔では考えられなかった偽商品・粗悪製品が氾濫する現象が生じたのである。また、中央集権的な計画経済の崩壊に伴い、地方主義が一部の地方で横行し、地方経済の発展及び地方税収を確保するために、地方政府が偽商品・粗悪製品の製造・販売企業を庇護することも偽商品・粗悪製品の氾濫に拍車をかけた。<sup>20)</sup>

計画経済から市場経済への転換期にある中国では、粗悪製品の氾濫による消費者被害の急増という市場経済の新しい現象が、中国の製造物責任法の誕生を促したもつとも大きな原因であった。

### 3 法制度整備の遅れ

一九九二年一二月の中国共産党第一四期大会は、経済改革の目標を従来の「計画指導の下の商品経済」から「社会主義的な市場経済」に改め、伝統的な計画経済に別れを告げた。しかし、市場経済に適應する法制度の整備が遅れたため、市場経済への転換に伴って、政府の経済管理能力は著しく低下した。製品の品質管理に関する従来の制度は、政府の関係部門による生産過程への直接監督が主要な手段であったが、市場経済における私有企業や外資系企業の急増及び国有企業の経営自主権の拡大によって、企業活動に対して政府が直接に干渉することができなくなった。また、従来の品質管理制度は、正常な生産・流通活動を前提としており、故意に粗悪製品を製造・販売する犯罪には対応できない。このように、従来の品質管理制度は過去において「一定の役割を發揮したが、今の市場経済の下でその局限性が露呈した」ため、市場経済に適應する新しい品質管理制度を早急に確立しなければならない。

偽商品・悪質製品による消費者被害の増加を防止するためには、新しい品質管理制度と同時に、被害者を救済する損害賠償制度の確立も不可欠である。しかし、消費者被害が深刻化している中国では、欠陥製品の製造者・販売者の賠償責任を定めた法規定は「民法通則」一二二条の一箇条しかなく、しかもその解釈をめぐって学説・判例の見解が分かれている。

中国では、製造物責任の性質について、契約責任と不法行為責任との二元説と不法行為責任による一元説とが対立しており、製造物責任の帰責事由についても、無過失責任と考える通説と過失推定による過失責任説とが対立し

ている。また、「民法通則」一二二条における「品質不合格」についても、それを製品瑕疵と解し、国の強制規準や契約条項に基づいて判断する意見と、それを「欠陥」と解釈し、「不合理的な危険性」に基づいて判断する意見とに分かれている。<sup>24)</sup>

「民法通則」一二二条の解釈を巡る学説の対立は、判例実務に混乱をもたらし、その条文の製造物責任規定としての意義を大きく制限した。欠陥製品による消費者被害の対策として、製造者・販売者の製造物責任を明確に定めることが求められている。

製造物責任法の立法化には、単独立法と民法改正との二つのタイプがある。ヨーロッパでは「EC指令」成立後の各国の国内立法化において、多数の国は単独立法を制定したのに対して、オランダとフランス両国は民法改正の方式をとった。中国の場合、「民法通則」は民事基本法として、民事法制度の整備に大きな役割を果たしてきたが、市場経済の発展に伴って、全部で一五六箇条しかない「民法通則」の局限性が明らかになった。「民法通則」に代わる「民法典」の起草がすでに重要な立法課題とされ、「民法通則」の歴史的な役割が終わろうとしている中では、その一二二条の不足を補うために、大かがりな民法改正より、製造物責任についての単独立法が望まれる。

#### 4 まとめ

もともと、製造物責任に厳格責任が導入された理由は「最新の技術による生産に内在する危険の公平な配分という、専門性が増大した現代に特有の問題を適切に解決するため」とされているが、中国における消費者被害深刻化の原因は「最新の技術による生産に内在する危険性」ではなく、悪質な偽商品・粗悪製品の氾濫である。この種の消費者被害については、品質管理の強化を通じて事故の発生を事前に防ぐことができるため、製造者らの損害賠償



責任を追及すると同時に、製品品質管理制度の健全化も「産品質量法」立法化の重要な課題である。

中国における消費者被害の多くは偽商品・粗悪製品によるものであり、これらの被害について製造者の故意または過失の証明は比較的容易なため、必ずしも厳格責任を採用する必要がない。しかし、契約責任や不法行為責任制度が発達しない中国において、立法者は法整備の遅れを一気に取り戻すために、先進国の製造物責任法における厳格責任のほかに、契約責任と過失責任の規定をもまとめて「産品質量法」に取り入れた。そのため、「産品質量法」における製造者・販売者の民事責任規定は極めて複雑になっている。製造物責任に対する理論研究が不十分な中国では、「産品質量法」における複雑な民事責任規定は多くの誤解を招いた。「産品質量法」における民事責任規定の真意を正しく理解するためにはその特殊な立法背景を無視してはならない。

### 三 製造物責任法の立法背景における中国と諸外国との比較

現代製造物責任法の発祥地であるアメリカでは、欠陥製品の製造者が直接的な契約関係のない消費者に対しても不法行為責任を負うという法理は一九一六年の *MacPherson v. Buick Motor* 事件ですでに確立されたが、現代製造物責任制度が飛躍的な発展を遂げたのは一九六〇年代以降であった。その背景には、大量生産・大量消費の経済構造による消費者被害の深刻化があった。戦後、アメリカ経済は一九五〇年代の高速発展期を経て、大量生産・大量消費の時代に入った。化学製品や電気製品など新しい製品の普及によって、消費者は製品の危険性を正確に認識することがますます困難になると同時に、大量生産・大量販売方式の確立によって、同一種類の製品欠陥がたびたび大規模な消費者被害を引き起こしている。

このような消費者被害について、被害者が伝統的な責任法理に基づいて製品の製造者に賠償を請求する場合、被

害者と製造者との間に契約関係が存在しないため、契約責任を追及することが困難であるし、不法行為責任を追及するには、製造者の過失を証明しなければならないという高いハードルを超えなければならず、勝訴する可能性は極めて低い。現代社会における消費者と製造者との事実上の不平等を是正し、欠陥製品による損害を公平に分担させるために、アメリカの判例は大きな役割を果たした。一九六〇年の *Henningsen v. Bloomfield Motors* 事件の判決は伝統的な黙示の担保責任を拡大し、契約関係外の被害者にも黙示の担保責任による保護を認めた。<sup>28)</sup> さらに、一九六三年の *Greenman v. Yuba Power Products* 事件の判決は、欠陥製品製造者の厳格責任を初めて認めた。<sup>29)</sup> この判決をきっかけに製造者の厳格責任は急速に広がり、一九六五年に公表された「第二次不法行為法リステイメント」も欠陥製品の製造者・販売者の不法行為法上の厳格責任を設けた。<sup>30)</sup>

ヨーロッパにおける現代製造物責任法理の誕生背景もアメリカと似ており、その発端は一九六〇年代前半に発生したサリドマイド薬禍である。以来、ヨーロッパ各国は法改正及び新しい判例の確立によって、欠陥製品の製造者の責任を無過失責任に近づける努力をしてきたが、一九七二年以降、ヨーロッパ共同体内の消費者保護と域内競争条件の均一化のために、各国の製造物責任制度を統一する動きが始まった。一九八五年、製造者の厳格責任を定めた「EC指令」が採択され、今ではすべてのEC加盟国が「EC指令」に沿って国内立法化を終えている。<sup>31)</sup>

日本では昭和三〇年代から製造物責任法に関する研究が始まり、昭和四〇年代に入ってから、アメリカで、日本の欠陥自動車について、リコールが命じられたことをきっかけに、製造物責任問題が注目されるようになった。その後、国内においてスモン病の原因解明に伴う訴訟の急増やカネミ油症訴訟の発生によって、製造物責任に対する関心はますます高まった。しかし、欠陥製品による消費者被害が深刻になったにもかかわらず、日本における製造物責任法の立法化の動きは遅々として進まなかった。昭和四八年に、国民生活審議会に消費者救済特別研究委員会

が設立され、立法化についての検討が始まり、昭和五〇年に研究者による「製造物責任法要綱試案」も公表されたが、その後不法行為をめぐる社会的雰囲気の変化及びアメリカ製造物責任保険危機の影響で、いずれも実際の立法化にはつながらなかった。平成に入ってから、E.C加盟各国の「E.C指令」に沿う国内立法化が加速した影響で、一九九〇年一二月に始まった第一三次国民生活審議会の消費者政策部会において、「製造物責任等に関する委員会」が設置され、同部会は一九九二年一〇月に「総合的な消費者被害防止・救済のあり方について」という最終報告書を発表した。それを受けて、製造物責任法の立法化の動きが再び活発になり、平成六年六月に、「製造物責任法」がようやく成立した。

欧米諸国及び日本の製造物責任法の歴史的背景に比べ、中国の製造物責任法が誕生した経済、社会及び法制度の状況は以下の二点において大きく異なっている。

まず、立法の行われた社会的な経済事情が異なっている。欧米諸国及び日本の製造物責任の立法化は資本主義市場経済が高度に発達した上で行われたのに対し、中国の製造物責任の立法化は、従来の計画経済から市場経済への転換期に行われた。そのため、欧米及び日本の製造物責任法の誕生の背景には、大量生産・大量消費による欠陥製品被害の増加及び損害を合理的に分散する必要性という共通点があるのに対し、中国では、市場経済の形成期における基本的な市場競争秩序の欠如によって生じた粗悪製品被害の深刻化が「産品質量法」立法化のもっとも直接な原因であった。

こうした立法化背景の違いは立法の目的及び内容にも差異をもたらした。欧米諸国及び日本の製造物責任法の目的はもっぱら欠陥製品による被害の救済にあり、その内容も単なる厳格責任に基づく製造者の損害賠償責任規定である。これに対し、中国の「産品質量法」の目的は、消費者被害の救済と品質管理の強化及び偽商品・悪質製品の

取り締まりなど多岐にわた<sup>83</sup>り、その内容には、欠陥製品の製造者・販売者の損害賠償責任及び国の品質管理制度が含まれている。

次に、法律制度の整備状況や法学の発展状況が異なっている。欧米諸国及び日本では、市場経済に適合する法律制度は昔から整備されており、大量生産・大量消費に伴って生じた新たな種類の消費者被害について、各国の判例学説は、従来の不法行為責任や契約責任の法理を発展させて、現代製造物責任の厳格責任法理を確立したのである。アメリカでは、厳格責任法理が確立される前に、過失責任や保証責任における契約関係要件の撤廃及び黙示の担保の適用する範囲の拡張はすでに判例によって認められていた。フランスやドイツにおいても、瑕疵担保責任や連鎖的売買に基づく直接訴権、契約上の付随義務の法理および、行為義務の客観化や危険責任などの理論展開が行われていた。<sup>83</sup> 日本において、製造物責任法が成立する前の判例実務では、「被害の予見可能性や結果回避義務が抽象化且つ客観化されてお<sup>84</sup>り、「製造者等に高度な注意義務が課される例が多<sup>84</sup>く、厳格責任への接近が見られた。

しかし、民事責任に関する法律制度がもともと整備されていなかった中国において、製造物責任法理はそもそも外来的なものであって、その生成過程において、不法行為法理または契約法理自身の発展はまったく見られなかった。そのため、欠陥製品による消費者被害について、ヨーロッパ及び日本では、製造物責任法がなくても、伝統的な不法行為法理または契約法理の拡張によって被害者を救済できるが、中国の場合は、不法行為法及び契約法自身の発展が遅れたため、製造物責任法の立法化は欧米及び日本に比べ意義が大きい。また、中国では、過失責任を原則とする不法行為責任制度がもともと整備されていなかったため、欠陥製品の製造者・販売者の厳格責任に対する抵抗は弱く、欧米及び日本よりも厳格責任を受け入れ易い。しかし、その反面、不法行為法理及び契約法理に対する研究が足りない中国では、厳格責任についても誤解が生じやすい。

#### 四 「中華人民共和國產品質量法」の制定経緯及び主な内容

##### 1 「中華人民共和國產品質量法」の立法経緯

一九八八年三月の第七回全国人民代表大会（以下全国人大という）第一次会議で、河南省代表团王書玉等三二名の代表は製品品質の低下現象を是正するために「品質法を制定し、製品品質監督管理を強化せよ」という議案を提出した。それを受けて、同年九月に、全国人大財經委員會は「產品質量法」の起草作業を政府の立法計画として正式に認め、国家技術監督局を中心とする起草グループを設立した。<sup>65</sup>

一九八九年四月に「品質法の起草指導思想及び基本原則」という立法方針がまとめられ、同月下旬に「產品質量法草案」第一稿が完成した。この草案は、総則、品質管理、品質監督、生産者の品質義務、運送・保管業者の品質義務、販売者の品質義務、調停と仲裁、法律責任及び付則の九章六四条から構成されており、品質管理制度を中心とする草案の内容は従来の「工業製品品質責任条例」とほとんど変わっていない。製品の使用により生じた財産、人身損害に関する民事賠償責任について、草案五二条は「產品の品質が規定の要求に合致しないことによって、人身被害または財産被害が生じた場合、（事業者は）法に基づいて民事責任を負わなければならない」と定めるだけで、「民法通則」一二二条の範囲を超えなかった。

その後、起草作業は全国人大財經委員會、全国人大常務委員會法律工作委员会及び國務院法制局によって進められることになった。立法草案は全国各地方の政府関係部門に配られ、意見収集が行われると同時に、法学者を含む専門家による審議会も開かれた。その結果、立法化の方針は単なる品質管理制度の確立から、品質管理制度と製造物責任制度との混合立法へと変わった。一九九〇年九月、起草グループはカナダで六ヶ月間にわたる製造物責任制度の理論研修及び現地考察を終えて帰国した後にまとめられた審査草案には、新たに「產品質量責任の民事賠償」

という章が追加され、その四九条は「産品が予期される安全性を有しないことにより、財産または人身損害が生じた場合、産品の生産者・販売者は法に基づいて賠償責任を負わなければならない」と定め、厳格責任を明らかにした。また、同草案では、損害賠償の範囲、人身損害における慰謝料の賠償、生産者と販売者との連帯責任及び加害者の抗弁事由などについてもかなり充実した規定が設けられた。

この審査用草案は國務院に提出された後、國務院法制局は草案に関する広範囲の意見聴取を行った。全国人大財經委員会及び全国人大常務委員会法律工作委员会の意見をはじめ、國務院各関連省庁、司法機關、大学、品質検査機關、大中企業等の専門家、実務家らが参加する検討会も開かれ、様々の意見が集められた。また、全国八つの省、市で調査が行われ、地方政府の商工業主管部門、技術監督部門及び各種企業等が参加する意見交換座談会は数多く開かれた。これらの調査検討の結果を踏まえて、草案は度重なる改訂を経て、一九九二年一〇月に國務院會議で承認され、同月三〇日から召集された第七回全国人大常務委員会第二八次會議に提出された。會議では、国家技術監督局長徐鵬航氏が國務院の委託を受けて草案の説明を行ったが、常務委員から多くの意見が出されたため、草案の採決は先送られた。

閉会后、全国人大常務委員会法制工作委员会と國務院法制局、国家技術監督局とが連合調査団を組み、偽商品・悪質製品の生産本拠地である浙江省の温州、福建省の廈門、晋江、石獅各地で専門調査を行い、それに基づいて草案の改訂を行った。一九九三年二月、全国人大法律委员会は立法論証会及び協調会を開いて草案を審議した結果、その内容が了承された。二月一五日に召集された全国人大常務委員会第三〇次會議で、法律委员会副主任宋汝熒氏が「産品質量法(草案)」審議結果の報告を行い、二度目の審議に入った。この審議においても常務委員から新たな意見が出されたが、法律委员会は委員の意見に基づいて急遽草案の改正を行ったため、二月二二日に草案が可決

され、同日、当該法律は中華人民共和国主席令第七一号によって公示された。こうして、五年間の起草過程を経て、「中華人民共和国産品質量法」はようやく成立した。

## 2 「中華人民共和国産品質量法」の内容

「産品質量法」は六章五一箇条から構成され、その内容は以下の通りである。（「産品質量法」の条文については、付録の日本語訳を参照されたい。）

第一章「総則」は六箇条を有し、立法の目的、法の適用対象及び原則規定が定められている。第二章「製品の品質の監督管理」は七箇条からなっており、国の品質管理、品質検査に関する制度や関連する機関の権利義務が設けられている。第三章「生産者及び販売者の製品の品質に係る責任及び義務」は、各章の中で一番多い一四箇条の条文を有し、製品の生産、出荷、包装及び表示に係る生産者・販売者の義務を定めている。第四章「損害賠償」は九箇条からなっており、瑕疵製品又は欠陥製品により人身・財産損害が生じた場合の生産者・販売者の損害賠償責任に関する規定である。第五章「罰則」は一三箇条を有し、生産者・販売者及び製品品質管理に従事する国の職員が品質管理に関する法律に違反した場合の行政責任または刑事責任が設けられている。第六章は法の発効日を定める「付則」である。

従来の「工業製品品質責任条例」に比べ、「産品質量法」における国の品質管理と品質検査は製品の安全性に絞られている。また、「民法通则」一二二条に比べ、「産品質量法」における製造者・販売者の損害賠償責任規定が大幅に充実され、厳格責任も明確に定められた。

## 第二節 「中華人民共和國產品質量法」の特徴

## 一 立法目的及び内容の多元性

「産品質量法」一条は「産品質量に対する監督・管理を強化させ、産品質量に関する責任を明確にすると同時に、使用者・消費者の合法的な権利と利益を保護し、社会の経済秩序を維持すること」を目的と定め、立法目的の多元性を明らかにしている。法律の内容も製品品質に対する行政管理制度と製造者・販売者の民事責任制度との二つに分かれている。

品質管理制度について、国の専門機関による品質検査・監督規定や生産・販売企業の品質維持義務などの規定が設けられており、違反行為に対する罰則には、生産停止、没収、罰金、営業許可書の抹消などの行政処分ほかに、刑法の適用も数多く認められている。また、製造者・販売者の民事責任に関する規定では、製品に瑕疵がある場合の販売者の債務不履行責任と製品の欠陥により拡大損害が生じた場合の製造者・販売者の不法行為責任との両方が設けられている。そのほかに、混乱した市場に正常な競争秩序を取り戻すため、不正競争の防止規定もたくさん取り入れられている。<sup>68)</sup>

「産品質量法」の起草に当たって、一部の学者、特に民法学者は、先進国の製造物責任法の影響を受けて、欠陥製品による被害に関する製造者の不法行為責任のみを規定する「製造物責任法」の制定を強く訴えたが、品質管理制度の強化と消費者保護との関連性を重視する意見が根強く存在したため、立法者は最終的に混合立法の意見を採用した。<sup>69)</sup>

「産品質量法」がこのように多様な法規範を含む混合立法となったのは、以下に述べるように、中国法整備の事



情や立法伝統、法案審議の手続及び消費者被害の特徴などの理由が考えられる。

まず、中国では法制度全体の整備が遅れているため、特定分野の立法を行う際に、立法者はその法律の実施に必要な関連規定を合わせて一つの法律に盛り込む伝統がある。特に、行政管理制度と民事責任・刑事責任制度とは一緒に規定されることが多い。<sup>40)</sup>

次に、法案の審議日程上の原因も考えられる。法律起草メンバーの一人は、「品質管理法と製造物責任法とを別々に制定することは理論上可能だが、現実では、同じ時期に、二つの関連法案を立法機関である全国人大常務委員会の開会期間内に提出することは審議日程上不可能である」と打ち明けた。<sup>41)</sup>確かに、改革開放以来の法整備過程において、全国人大及びその常務委員会は年間十数件から、二十数件にも及ぶ法律を審議・採決し続けてきた。市場経済への移行が決まってから、立法化作業の量はさらに増えたため、このような混合立法はやむを得ないと考えることもできるであろう。

さらに、中国における消費者被害の特異性も大きな要因である。中国では、市場競争秩序及びそれに相應する法律体系が整備されていないため、偽商品・粗悪製品による消費者被害を防止する方策として、政府による品質管理の強化が最も有効な手段と考えられたのであろう。

私見では、中国における消費者被害の防止対策として、品質管理制度と製造物責任制度との両方は共に重要不可欠な法制度であり、両者の関連性も明らかであるが、両者の性質はまったく異なるため、それぞれについて単独立法を行うのが望ましい。「産品質量法」がこうした性質の異なる法規範を一つの法律にまとめても、それぞれ法規範の性質を変えることができないため、共通する規定を設けることはできない。このような混合立法は法全体の整合性に欠ける上、その中の各種の法規範が十分に機能することもできず、法実施上の混乱を招く危険性も高い。

## 二 製品事故の予防を中心とする製造物責任制度

中国の「産品質量法」において、製品品質管理制度と損害賠償制度との両方が設けられた目的は、品質管理制度の強化によって、欠陥製品事故の発生を事前に防止することにある。典型的な製造物責任事故と違って、中国で発生した偽商品・粗悪製品による消費者被害のほとんどは、品質管理の強化や市場競争秩序の健全化によって事前に防止できる。また、偽商品・粗悪製品の製造者・販売者の多くは、資金力のない郷鎮企業や個人経営者であるため、民事賠償責任を中心とする製造物責任制度だけでは、被害の防止及び被害者の救済にとって不十分である。このような消費者被害の現状に基づいて、中国の産品質量法は品質管理の強化による製品事故の予防に重点をおいたのである。

## 三 欠陥の判断基準の二重性

「産品質量法」三四条は、「この法律において欠陥とは、産品が人身または財産の安全に危害を及ぼすおそれのある不合理な危険が存在することをいう。産品について人の生命・身体健康及び財産の安全を保障する国家規準または業界規準がある場合は、その規準に適合していないことをいう」と定義し、「欠陥」の判断基準として「合理的な安全性」と「国家及び業界の品質規準」との二重基準を設けた。

しかし、この二つの基準の関係は明らかにされていないため、その運用において、新たな矛盾が生じている。現実には、国家及び業界の安全規準は完璧ではないため、製品がこうした規準に合致したとしても「不合理な危険」を完全に排除することができない。また、国家及び業界規準の中に、違反があっても危険性に直結しないものも存在するため、国家規準または業界規準に適合しない製品を一概に「欠陥製品」と看做すことにも問題がある。

製品に欠陥が存在することは現代製造物責任法における嚴格責任の要件であり、製造者の賠償責任の前提である。「欠陥」の判断基準について、「EC指令」は「人が正当に期待できる安全性を備えない」としており、アメリカの判例では「消費者期待基準」または「危険効用基準」が広く採用されている。中国の「産品質量法」が欠陥の判断基準として、「合理的な安全性」のほかに、国及び業界の品質規準も取り入れたのは、品質管理制度と製造物責任制度を同一の法律に設けた混合立法に原因がある。国及び業界規準は強制的な効力があるため、強制規準に合致した製品を「欠陥製品」と認定すれば、国の品質規準制度は破綻するおそれがある。これが「産品質量法」における欠陥判断の二重基準が設けられた原因と考えられる。

「産品質量法」における欠陥判断の二重基準の関係については、本論文第三章で詳しく論じることとする。

#### 四 製造者と販売者との連帯責任

「産品質量法」三一条は「製品に欠陥が存在することにより、人の生命、身体及び欠陥製品以外の財産に損害を与えた場合、被害者は製品の製造者・販売者のいずれに対してもその損害の賠償を請求することができる。販売者は製造者の責に帰するものを賠償した場合、製品の製造者に対して求償する権利を有する。製造者は販売者の責に帰するものを賠償した場合、製品の販売者に対して求償する権利を有する」と定め、製造者と販売者との連帯責任を認めた。

各国の製造物責任法において、嚴格責任の適用対象は製造者に制限されるのが一般的であり、販売者の嚴格責任が認められたのは、アメリカ及びフランスなど少数の国である。中国では、「民法通則」一二二条において、製造者と販売者との連帯責任がすでに設けられており、「産品質量法」三一条はそれを再確認した。「産品質量法」に

ける製造者と販売者との連帯責任の成立背景及びその性質については、第二章で詳しく検討するため、ここでは省略するが、偽商品・粗悪製品による消費者被害が深刻化している中国において、販売者の連帯責任規定には、偽商品・粗悪製品の撲滅及び被害者救済の確保といった立法者の期待が託されていることを付言しておきたい。

## 五 損害賠償範囲の特殊性

「産品責任法」のもう一つの大きな特徴は、厳格責任における賠償責任の範囲が消費者の人身被害又は財産被害に制限されておらず、事業者の被害も含まれることである。「産品質量法」二八条及び三三条では、損害賠償の請求権者について、いずれも「ユーザーまたは消費者」としており、立法関係者も損害の賠償範囲に消費者の個人消費財と同様に、事業者の損害も含まれると解釈している。<sup>45)</sup>

世界各国の製造物責任法において、無過失責任の適用は消費者被害に限定され、加害者企業と対等な立場にある事業者被害については、無過失責任による特別な保護の必要は認められていない。<sup>46)</sup> 事業者の損害についても無過失責任の適用を認めたのは、中国と日本だけである。事業者の損害についても厳格責任を適用する理由について、日本の立法関係者は「個人事業者に生じた損害のように消費者被害と実質的に同様な保護が要請される場合が考えられ」、「事業者といえども自らの事業分野以外の製造物について十分な知識を有しない点では消費者と必ずしも異なるものではない」と説明し、「相当因果関係の考え方の下で、個々の事案の内容に即した社会通念上常識的な範囲」で損害賠償を認定できるとして、損害範囲が不当に拡大される懸念を払拭している。<sup>47)</sup>

しかし、中国の立法者は事業者の損害について厳格責任を適用する理由を説明しなかったため、事業者の損害をどこまで請求できるかという問題が残っている。ある学者は、消費過程における個人消費者と事業者との認識能力

の類似性及び被害形態の近似性を強調し、事業者損害を厳格責任の賠償範囲に含む妥当性を主張しているが、<sup>368</sup> 筆者は、事業者の損害について、必ずしも厳格責任の賠償範囲から排除する必要はなく、損害の性質及び態様に基づいて個別に判断すべきと考えている。この問題に関する私見の展開は第四章に譲りたい。

### 第三節 中国の製造物責任法及び関連法制度の全貌

各国において、欠陥製品の製造者及び販売者に対して、不法行為法上の厳格責任を適用する製造物責任法は通常、民法の特別法または民法不法行為法の一部として位置づけられている。しかし、中国の「産品質量法」は混合立法であるため、製造物責任について狭義の概念と広義の概念が存在している。

中国では、欠陥製品製造者・販売者の民事賠償責任は「狭義の製造物責任」とされている。これに対し、国の市場管理制度、企業の品質管理制度及び規準化制度などに違反した場合の行政責任、契約不履行責任と不法行為責任を含む民事責任及び、偽商品・粗悪製品の生産・販売に係る犯罪に対する刑事責任は「広義の製造物責任」に含まれている。製造物責任法に対する研究を深めるために、筆者は、製造物責任の概念を狭義の民事賠償責任に限定し、広義の製造物責任を「製造物責任及び関連法制度」と称すべきであると考ええる。以下では、中国における製造物責任及びその関連制度の全貌を概観する。

#### 一 国の品質管理制度

中国では、国による品質管理制度が従来から比較的完備されているが、市場経済への移行に伴う政府の経済管

理職能の変化に応じて、「産品質量法」は従来の制度の整理統合を行った。「産品質量法」における国の品質管理・品質検査制度は、従来の「工業製品品質責任条例」に比べ、製品の生産過程への直接行政干渉が排除され、製品品質に対するマクロ管理が強化された。産品質量法によって再確認された品質管理制度の内容は以下の通りである。

### 1 品質報奨制度

品質報奨制度とは国の専門機関が優良製品に対して行う奨励制度であつて、一九七九年の「中華人民共和国優良製品奨励条例」によつて確立された。一九八七年に、國務院は新たに「国家優良製品コンテスト条例」を公布した。これらの条例に基づいて、国家経済委員会に設置されている国家品質奨励審査委員会は、品質が国際的な先進水準に達した製品に対して国家優良製品証書を授与する。受賞した企業は三年から五年までの間、その製品に優良製品標識を使用することができ、エネルギーや原材料及び設備更新の資金を優先的に配給されるメリットもある。また、品質管理に優れた企業に対しては、一九八八年に国家経済委員会が制定した「工業企業国家品質奨励コンテスト条例」によつて、品質管理優良企業として報奨する制度もある。

昔の計画経済では、これらの品質報奨制度は企業にとつて単なる榮譽的なものに過ぎなかったが、市場競争の激しさが増している現在では、優良製品または品質管理優良企業と認定されることは企業の競争力の強化にとつて大きな意義がある。そのため、「産品質量法」五条は「製品の品質管理が優れ、または製品の品質が国際的先進水準に達した企業及び個人に対して奨励を与える」と定め、品質報奨制度を再確認した。

## 2 規準化制度

規準化制度とは、製品の品質及び規格について国または企業が予め規準を定め、企業はその規準に基づいて製品を製造することによって製品規格の統一及び品質を確保する制度である。一九七九年に國務院は「中華人民共和国規準化管理条例」を公布し、規準化制度を確立した。一九八八年一月に「中華人民共和国規準化法」が成立し、翌年から「規準化法实施条例」や「国家規準管理弁法」、「業界規準管理弁法（改正）」及び「企業規準管理弁法」などの行政法規が相次いで制定された。

「規準化法」において、規準は国家規準、業界規準、地方規準及び企業規準という四種類に分類され、そのうち、国家規準が優先的に適用される。国家規準、業界規準及び地方規準はさらに強制規準と推薦規準とに分けられ、人体の健康及び財産の安全に係る規準は強制規準とされている。中国では、一万个以上の国家規準、一万六千個以上の業界規準及び一三万個以上の地方、企業規準が公布されており、<sup>69</sup>交通運輸、通信、旅行、金融業などサービス業に関する規準も二千個近くが制定されている。

「産品品質法」第八条は「人体の健康もしくは人身または財産に危害を及ぼす恐れのある工業製品は、必ず人体の健康もしくは人身または財産の安全を保障する国家規準及び業界規準に適合しなければならない」と定め、欠陥製品による被害を防止する手段として、製品に関する強制的な安全規準の遵守を強調した。また、同法の三四条は、人身または財産の安全に関する国家または業界の強制規準を欠陥の判断基準と定め、規準化制度を製造物責任制度に直接取り込んでいる。

### 3 企業品質体系認証及び製品品質認証制度

企業品質体系認証制度とは、国家技術規準局の認可を受けた認証機関が、国際規準化組織 ISO の薦める ISO 9000 国際品質規準に基づいて、申請企業の品質管理制度に対して審査を行い、合格者に対して企業品質体系認証証書を授与する制度である。<sup>51)</sup> 製品品質認証制度とは、専門的な認証機関が所定の製品規準及び技術要求に基づいて、申請企業の製品品質に対して検査を行い、合格した製品に製品品質認証証書を与える制度である。製品認証は合格認証と安全認証とに分かれ、企業は認証された製品に認証済みのマークをつけることができる。<sup>52)</sup>

企業品質体系認証制度と製品品質認証制度は規準化制度の一環として導入されたもので、その目的は、企業の品質管理制度及び製品品質を認定証明することによって、企業の製品品質の信用を高め、企業の市場競争力を増強することにある。製品品質認証制度に関しては国務院が制定した「産品質量認証管理条例」（一九九一年）、「産品質量認証管理条例実施弁法」（一九九二年）、「産品質量認証証書及び認証標識管理弁法」（一九九二年）などがある。「産品質量法」九条は、国が企業品質体系認証制度と製品品質認証制度を推進することを明記しており、認証制度の普及による製品品質の向上及び欠陥製品事故の減少を企図している。

### 4 商品品質検査制度

市場に流通されている商品に対して、政府の専門機関による検査制度は一九八五年三月に国務院が公布した「製品品質監督弁法（試行）」によって初めて確立された。一九八六年に「製品品質に対する国家監督検査の若干規定」が公布され、国の専門機関による抜き取り検査が制度化された。国が設立した専門的な品質検査機構は、人の生命健康にかかわる製品、国家経済にとって重要な工業製品及び消費者苦情の多い製品に対し、年四回の定期的検査及



び抜き取り検査を行い、検査結果を公表する。こうした国の専門機関による検査の結果は法的な効力を持っており、品質争議の解決や行政処罰の根拠として使うことができる。

また、輸入・輸出商品に対する品質検査制度も設けられている。一九八四年に国務院が「輸出入商品検査条例」を制定し、輸入・輸出商品に対する品質検査制度を確立した。その後、「輸入家庭用電化製品検査管理暫定弁法」（一九八五年）、「輸入商品品質許可制度実施弁法（試行）」（一九八八年）及び、「輸出入商品検査法」（一九八九年）などの立法が相次ぎ成立した。輸出入製品検査制度を確立した当初の目的は、輸出入商品の品質検査を通じて、対外貿易における品質争議を予防すること及び証拠を保存することであったが、その後、検査の重点は欠陥製品の流入及び被害発生の防止に変わった。国家輸出輸入商品検査局が定めた「検査品目表」にある製品は、強制検査の対象とされ、検査を受けずまたは検査に合格しない製品の輸入、販売は禁止されている。国家輸出輸入商品検査局は人身・財産の安全、衛生、環境保護などに係る輸入商品に対して「商品安全認証」も行っている。認証に合格した商品にCCIB安全標識が張り付けられ、国内の販売が許されるが、認証を受けていない商品及び不合格とされた商品の販売は禁じられている。

市場に流通される商品に対する検査監督は、偽商品・粗悪製品の多い中国にとって非常に重要である。「産品質量法」一〇条は「国は、製品の品質に対して抜き取り検査を主とする監督検査制度を实行する」と定め、検査の対象、方法、検査機関の設置、検査結果の公布及び検査費用の捻出についても明確な規定を設けた。

##### 5 生産許可書制度

生産許可書制度とは、食品、薬品、医療器械、压力容器など人の生命健康にかかわる製品の生産について、政府

機関による生産許可書を発行することによって、製品の安全管理を強化する制度である。これらの製品を製造する企業は、予め政府の専門機関に対し、生産許可書を申請しなければならない。政府機関は企業の技術水準及び品質管理状況などの条件を審査し、生産許可書の発給を決定する。企業が生産許可書を受けた後、品質管理に重大な問題が生じたときは、生産許可書を発行する機関はその企業の生産停止を命じ、生産許可書を撤回することもできる。

生産許可書制度は、一九八二年の「ボイラー等圧力容器安全監察条例（暫定）」によって初めて登場し、一九八四年四月に公布された「工業製品生産許可書条例（試行）」によって制度化され、「薬品管理法」及び「計量法」など多くの法律においても認められている。<sup>64</sup>

「産品質量法」の草案には「消費者の身体健康、人身及び財産安全に危害を及ぼす危険性のある工業製品に対して、生産許可書制度を設ける」という規定があったが、審議中に、委員から生産許可書制度が行政権力の強化につながり、市場経済の運営にとって望ましくないという意見があったため、この規定は削除された。<sup>65</sup>しかし、現実には、生産許可書制度はまだ健在しており、偽商品・粗悪製品による消費者被害を減らすために、生産許可書制度の製品安全管理における役割を活用すべきであると筆者は考えている。

#### 6 企業内部の品質管理制度

中国では昔から企業内の全面品質管理制度が実施されてきた。企業は製品の製造に当たって、製品の開発設計段階から、原材料の調達、製造、出荷、アフターサービスまですべての生産過程において、厳密かつ有効な品質管理制度を確立することが義務付けられていた。一九八〇年三月に公布された「工業企業全面質量管理暫定弁法」によって企業内の品質管理制度が確立され、一九八六年四月に公布された「工業製品品質責任条例」では生産企業、保管・

運送企業及び取次販売企業における品質管理制度の健全化が図られた。

中国における企業内部の品質管理制度は、企業が自主的に実施したのではなく、計画経済の下で、国または企業の主管機関によって強制的に定められたものである。市場経済が実施された現在では、国は企業内部の生産過程に対する直接干渉を避けるために、品質管理の重点を企業内部の品質管理制度から、市場に流通する商品に対する監督検査制度へ移した。「産品質量法」はこうした変化を受け、企業内部の品質管理制度に触れず、製造者及び販売者の品質義務についても、「工業製品品質責任条例」の規定より大幅に減少させ、製品の安全性の確保に集中した。しかし、「工業製品品質責任条例」など企業内部の品質管理制度に関する規定は依然効力を失っていない。

## 二 民事責任制度

中国では広義の製造物責任には、欠陥製品に起因する人身損害及び拡大財産損害に対する製造者・販売者の賠償責任以外に、製品自体の損害や瑕疵製品による純粋な経済損失に対する販売者の契約責任も含まれている。

製造物の欠陥により、消費者の生命・身体または財産に拡大損害が生じた場合における製造者・販売者の賠償責任は、一九八二年に成立した「食品衛生法」によって初めて認められたが、それを不法行為責任の一般規定として認めたのは「民法通则」一二二条であった。しかし、「民法通则」一二二条の帰責事由について、過失推定説と無過失責任説が対立したため、<sup>64</sup>「産品質量法」二九条は「製品に欠陥が存在することによって、人身または欠陥製品以外のその他の財産に損害が生じた場合、製造者は賠償責任を負わなければならない」と定め、製造者の厳格責任を明確に認めた。その具体的な内容については、第三章以下の研究に譲りたい。

中国では、欠陥製品による拡大損害に対する製造者・販売者の損害賠償責任を契約付随義務の不履行責任といっ

た契約責任構成を主張する意見のほかに、瑕疵製品による経済的損失に対する売主の契約責任も広義の製造物責任に含まれるため、契約責任の役割は大きい。偽商品・粗悪製品被害の多い中国では、契約責任は消費者保護だけではなく、市場における商品流通過程の品質管理にとっても重要な意義を有するため、事故の予防を重視する中国の製造物責任制度の一翼を担っている。しかし、中国の「民法通則」では契約責任に関する規定が六箇条しかなく、契約責任に関する多くの規定は「経済契約法」や「涉外経済契約法」、「技術契約法」及び「工業・鉱業製品売買契約条例」、「農産品売買契約条例」など多くの特別法によって定められている。<sup>57</sup>「産品質量法」は欠陥製品による拡大損害について、不法行為法上の嚴格責任構成をとっているが、当事者間の契約責任に基づく瑕疵担保責任規定についても詳しい規定を設けている。中国の製造物責任法における契約責任の役割については第三章で詳しく検討したい。

### 三 不正競争防止法及び消費者保護制度

偽商品・悪質製品による消費者被害を防止する方策として、中国の立法者はこうした現象を引き起こした熾烈な市場競争に対する法規制に乗り出した。「産品質量法」が成立してまもなく、「不正競争防止法」や「消費者保護法」も相次いで制定された。

#### 1 不正競争防止法

中国では、市場経済への転換期に生じた市場競争秩序の乱れは市場経済の健全な発展を阻害すると同時に、粗悪製品による消費者被害をも深刻化させた。公正な市場競争の秩序を維持することは経済の発展だけではなく、消費

者保護にとっても不可欠である。「産品質量法」が成立した半年後の一九九三年九月に制定された「不正競争防止法」において、不正競争行為として列挙されている行為の内、他人の商標や企業名称及び産地等を冒用し、消費者を誤認させる行為、贈賄等の手段を用いて取引する行為、製品について虚偽の広告・宣伝をする行為、抱き合わせ販売及び違法な景品付け販売等の行為は、競争相手に損害を与えると同時に偽商品・粗悪製品氾濫の重要な原因でもあるため、消費者保護にとっても、不正競争防止法の意義は大きい。

## 2 消費者保護法

中国では、偽商品・粗悪製品の氾濫による消費者被害が深刻化したため、それに対処する法制度の整備も急ピッチで進められた。「産品質量法」が成立した半年後に「不正競争防止法」が制定され、さらに一箇月後の一九九三年一〇月に「中華人民共和国消費者權益保護法」が成立した。消費者保護法の中にも製造物責任に関する規定が数多く含まれているため、ここではその内容について簡単に紹介しておきたい。

消費者保護法七条は、偽商品・粗悪製品による消費者人身被害が頻発する現状に対応して、「消費者は、商品を購入または使用するとき、もしくはサービスを受ける時に、身体または財産の安全が損なわれない権利を有する。消費者は、事業者が提供する商品またはサービスについて、身体と財産の安全を保障する要求に合致するよう要求する権利を有する」と定め、生命・健康及び財産安全を消費者の最も基本的な権利として、手厚い保護を与えている。

また、消費者保護法では事業者の義務について、製造物責任法の補充規定と見られる内容が幾つかが設けられている。

まず、消費者保護法一八条は「事業者はその提供する商品またはサービスが、人身と財産の安全の保障に係る要求に適合していることを保証しなければならない。人身または財産の安全に危害を及ぼす恐れのある商品またはサービスについては、消費者に対して真実の説明及び警告をしなければならず、また商品の正確な使用またはサービスの正確な受け入れの方法及び危害発生を防止する方法を説明または表示しなければならない。事業者は、その提供する商品及びサービスに重大な欠陥が存在することを発見した場合、商品を正確に使用し、またサービスを正確に受けても、人身または財産の安全に対して危害を及ぼす恐れのある場合、直ちに関係行政部門に報告し、消費者に告知し、また危害発生の防止に係る措置を講じなければならない」と規定している。この規定は、製品の安全性についての事業者の黙示の担保責任、説明義務及び損害防止義務といった新しい内容を設けている。

次に、消費者保護法二二条は「事業者は、広告、製品説明、実物サンプルその他の方式により商品またはサービスの実際の品質状況と適合していることを保証しなければならない」と定め、「産品質量法」における事業者の明示の担保責任を再確認した上、広告による明示の担保責任も認めている。

さらに、消費者保護法二四条は、「事業者は、様式契約、通知、声明及び店頭告示等の方式により消費者に不公平または不合理な規定を出したり、或いは消費者の合法的権利を損害した場合負担すべき民事責任を軽減し、もしくは免除してはならない。様式契約、通知、声明及び店頭告示等に前項所定の内容を含む場合は、当該内容は無効とする」と定め、事業者側の免責約款を制限している。

消費者保護法は、商品の製造者・販売者の損害賠償責任を設けたほか、他人に営業許可書を貸与した者の責任（三七条）、販売展覧会の主催者及び他人に店舗の一部を貸した者の責任（三八条）及び、虚偽な広告を掲載・放送した事業者（三九条）の損害賠償責任をも定めている。また、製品による被害とともに、サービスによる消費者の人

身・財産被害についても、同様な賠償責任を設けている点で「産品質量法」と異なっている。

消費者保護法のほかに、虚偽な広告による消費者被害を防止する規定は、一九九三年の「食品広告管理弁法」や「化粧品広告管理弁法」及び一九九四年一〇月に成立した「中華人民共和国広告法」などの法律の中に含まれている。また、詐欺商法への対処策として、一九九五年一月に「暴利行為禁止に関する暫定規定」、一九九六年三月に「消費者を詐欺する行為に対する処罰弁法」及び「工商行政管理機構消費者告訴受理に関する暫定弁法」などが相次いで制定され、このような立法化ぶりからも、消費者被害の深刻さ及びそれに対する立法者の関心の高さを窺うことができる。

#### 四 行政処罰及び刑法特別規定

中国では、偽商品・粗悪製品を製造・販売することによって、人身又は財産損害を起こした悪質な事業者に対して、民事賠償責任のほかに行政責任及び刑事責任も設けられている。「産品質量法」第五章の罰則規定は、粗悪製品の氾濫による消費者被害の深刻さを受けて、安全規準に合致しない製品を製造・販売する事業者に対する罰金の額を従来の規定の一〇倍と大幅に引き上げ、処罰の強化を図った。<sup>59</sup> 「産品質量法」は、偽商品・粗悪製品を製造・販売する悪質な違法行為に対して、行政処罰のほかに、「犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する」と定め、刑事罰の適用を認めた。しかし、従来の刑法では、この種の犯罪に関する規定は乏しく、対応が困難なため、「産品質量法草案」は、審議に提出された際、草案の説明を行った国家技術監督局局長が、「偽商品・粗悪製品の製造・販売を取り締まるために、現行刑法では不十分なため、刑法に対して適当な改訂または補充を提言する」と刑法の改正を要請した。<sup>60</sup>

この要請を受けて、「産品質量法」が成立してまもなく、刑法特別法の制定作業が始まった。一九九三年七月に第八回全国人大常務委員会第二次会議で「偽商品・粗悪製品の生産・販売罪に関する全国人大常務委員会の決定」（以下「決定」という）が採択され、「産品質量法」と同時に施行された。中国では、刑法の改正は度々あるが、他の法律の施行に対応して、短期間内にこのような大規模の刑法改正は初めてであった。

「決定」は十三箇条からなっており、その中に、偽商品及び粗悪製品の製造・販売罪、偽の薬及び粗悪な薬の製造・販売罪、衛生規準に適合しない食品の製造・販売、もしくは食品に有毒または有害の非食品原料を混入する罪、国家規準または業界規準に適合しない医療器材の製造・販売罪、国家規準または業界規準に適合しない電気製品・圧力容器など危険製品の製造販売罪、偽農薬、偽獣薬または偽化学肥料の製造・販売罪、衛生規準に適合しない化粧品品の製造・販売罪など多くの新しい犯罪が設けられた。

この「決定」における量刑も従来の刑法規定より厳しくなった。偽の薬を製造・販売する行為に対して、従来の刑法では重大な危害を招いた場合のみ、二年から七年の有期徒刑が適用されていたが、「決定」では、実際の危害結果がなくても、人の身体健康に危害を及ぼす危険性があれば、犯罪行為と見なしている。また、量刑の上限も情状によって、それぞれ三年以下、十年以下、十年以上の有期徒刑、無期徒刑、死刑と大幅に引き上げられた。また、衛生規準に適合しない食品を生産、販売し、嚴重な食中毒事件或いはその他の重大な食源疾病（食中毒）をもたらした犯罪についても、従来の刑法には規定がなく、一九八二年の「食品衛生法」は刑法の偽薬製造罪を類推適用したが、「決定」は、それを犯罪として明確に定めた上、最高刑に無期徒刑を適用し、食品に有毒または有害の非食品原料を混入する者に対しては新たに死刑を設けた。

一九九七年三月に「中華人民共和國刑法」は一九七九年に成立してから初めて全面改定された。その第三章「社



会主義市場経済秩序を破壊する犯罪」において、新たに「劣悪商品の製造・販売に関する罪」という一節を増設し、「偽商品・粗悪製品の生産・販売罪に関する全国人大常務委員会の決定」の内容をほぼ全部受け継いだ。

## 五 小括

中国の製造物責任法及びその関連法制度は生産過程の品質管理制度（規準化、品質認証、生産許可書及び企業内部の品質管理）、流通過程の品質検査制度（商品の定期検査及び抜き取り検査、輸出輸入商品の検査）及び消費過程に生ずる消費者被害に対する損害賠償制度（厳格責任、契約責任）の三つの部分によって構成されており、これらの制度の保障として、さらに、行政責任及び刑事責任の規定が設けられている。この法制度の特徴として、公的権力の行使による製品被害の予防及び加害者に対する厳罰が挙げられる。

先進国において、政府が品質認証や生産許可などを通じて製品の安全性を確保する制度も存在しているが、製造物責任制度の中心はあくまで被害に対する損害賠償責任である。しかし、市場経済への転換期にある中国の場合、公平な自由競争秩序がまだ形成されていないため、偽商品・粗悪製品による消費者被害は深刻化している。また、偽商品・粗悪製品の製造・販売者のほとんどは経営不安定の中小企業であるため、損害賠償制度だけでは、被害者の救済や事故の再発防止に十分な効果を期待できない。行政機関による欠陥製品被害の早期発見及び防止は、中国の製造物責任法の重要な特徴であり、中国の消費者保護にとって不可欠である。

- (1) この時期の分類の名称は、加藤雅信『製造物責任総覧』（商事法務研究会、一九九四）六五頁以下を借用している。
- (2) 王淑煥『産品責任法教程』（中国政法大学出版社、一九九三）一四頁以下を参照。

- (3) 梁慧星「中国の製造物責任法（1）」『JCAジャーナル』一九五年九号一〇頁を参照。
- (4) 「中華人民共和国薬品管理法」五六条は「本法に違反し、薬品中毒事故を引き起こした場合、加害者の企業又は個人は損害賠償責任を負担しなければならない」と定めている。
- (5) 馬凌「談談建立我國的现代產品責任制度」『法学研究』一九八五年二号四五頁以下。
- (6) 梁慧星「論產品製造者・銷售者的嚴格責任」『法学研究』一九九〇年五号六〇頁以下。
- (7) 全国人大常務委員会法制委員会委員長、立法起草者である顧昂然氏がこれを明らかにしている。『民法通則概論』（北京師範大学出版社、一九八八）二〇頁を参照。
- (8) 梁慧星・前掲注(6)法学研究五九頁。
- (9) 全国人大常務委員会幹事長、法制工作委员会主任王漢斌氏が一九八六年四月二日第六期全国人民代表大会第四回会議で行った「中華人民共和国民法通則（草案）」に関する説明を参照。
- (10) 郷鎮企業とは、七〇年代後半から中国農村部に現れた農産品加工業または大企業の下請け加工を中心とする村や郷所有の工業企業を指している。郷鎮企業は、農村の余剰労働力を吸収し、農村の工業化の最も重要な手段として八〇年代から目覚ましい発展を遂げ、中国経済発展の原動力となっていたが、その経営実態は不安定なものが多い。
- (11) 表一は中国経済年鑑編集部編『中国経済年鑑』（经济管理出版社、一九八六～一九九四）を基に作成。
- (12) 全国人大常務委員会法制工作委員会経済法室・国家技術監督局政策法规司編『產品質量法実用指南』（中国民主法制出版社、一九九四）二頁参照。
- (13) 表二は中国経済年鑑編集部編・前掲注(11)中国経済年鑑一九九一～一九九四年版を基に作成。

表1 製品品質監督検査合格率

検査年	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
国家検査	65.4%	70.6%	77.3%	76.2%	75.3%	76.9%	80%	70.1%	70.4%
地方検査	76.7%	76.6%	78.3%	77.2%	72.2%	76.2%	75%	74.6%	76.5%

- (14) 全国人大常務委員会法制工作委員會經濟法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注(12)実用指南二頁を参照。
- (15) 中国經濟年鑑編集部編・前掲注(11)中国經濟年鑑一九九一～一九九三年版を参照。
- (16) 全国人大常務委員会法制工作委員會經濟法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注(12)実用指南三頁を参照。
- (17) 「人民日報」一九八七年七月九日付。
- (18) 全国人大常務委員会法制工作委員會經濟法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注(12)実用指南三頁を参照。
- (19) 「中国質量万里行」インターネット版一九九八年六月号。
- (20) 余慧ほか「險惡江湖無情劍——打假紀実」(偽商品取り締まり実録)(團結出版社、一九九三)一六頁以下。
- (21) 国家技術監督局局長徐鵬航「中華人民共和國産品質量法(草案)」に関する説明を参照。資料は、李培伝「中華人民共和國産品質量法条文釈義」(北京燕山出版社、一九九三)一五九頁による。
- (22) 二元説について、李由義ほか「民法学」(北京大学出版社、一九八八)六四七頁以下を参照。一元説について、王家福主編「中国民法学・民法債権」(法律出版社、一九九二)五五一頁を参照。
- (23) 無過失責任を主張する意見として、唐德華主編「民法教程」(法律出版社、一九八七)四四七頁、陳国柱「民法学」(吉林大学出版社、一九八七)四七三頁を参照。過失責任を主張する意見として、僮柔「中華人民共和國民法通則略論」(政法大学出版社、一九八七)二六四頁、王利明「民法・侵權行為法」(中国人民大学出版社、一九九三)四三一頁を参照。

表2 企業別製品品質合格率

企業類別	1990	1991	1992	1993
大型企業	83.8%	91.8%	88%	84%
中小企業	77.5%	78.5%	69.3%	69.1%
郷鎮企業	57%	69%	51.8%	57.9%

- (24) 王家福・前掲注(2)民法債權五五九頁。
- (25) 梁慧星・前掲注(6)法学研究六七頁。
- (26) 「E.C指令」前文を参照。
- (27) *Mac Pherson v. Buick Motor Co.*, 111 N.E. 1050 (N.Y. 1916).
- (28) *Henningsen v. Bloomfield Motors, Inc.*, 161 A. 2d 69 (N.J. 1960).
- (29) *Greenman v. Yuba Power Products, Inc.*, 59 Cal. 2d 57, 337 P. 2d 897 (1963).
- (30) 第二次不法行為法リステイトメント四〇二A条「使用者または消費者の有形的損害に対する製品の販売者の特別責任」において、「不相当に危険な欠陥製品」による損害に対する販売者の賠償責任の要件には、販売者の故意・過失の有無や契約関係の存在などは考慮されていない。
- (31) EU加盟国の中で、製造物責任の立法化が一番遅れていたフランスは、一九九八年五月に民法典改正の形で、「欠陥製造物責任による責任に関する法律」を成立させた。後藤巻則「フランスにおける製造物責任法の成立」ジュリスト一一三八号（一九九八）七二頁以下を参照。
- (32) 国家技術監督局局長徐鵬航「中華人民共和國產品質量法（草案）に関する説明」を参照。資料は、李培伝・前掲注(2)產品質量法積義一五八頁による。
- (33) フランス及びドイツの法理論展開について、平野裕之「製造物責任の理論と法構成」（信山社、一九九〇）一四頁以下、一三三頁以下それぞれを参照。
- (34) 「第一次国民生活審議会消費者政策部会最終報告」を参照。
- (35) 李培伝・前掲注(2)產品質量法積義二頁を参照。
- (36) 筆者は一九九五年に国家技術監督局及び國務院法制局で資料収集を行った際、この草案を入手した。

- (37) 筆者は一九九五年に国家技術監督局及び國務院法制局で資料収集を行った際、この草案も入手した。
- (38) 同法の一八、一九、二〇、二五、二六、二七、三八、四一及び四二条は製品の生産地、認証標識及び品質の表示などに関する規定である。「産品質量法」が公布された半年後の一九九三年九月二日に公布され「不正競争防止法」において、これらの規定は不正競争行為として設けられている。
- (39) 起草段階の意見分歧について、国家技術監督局政策法規司「質量立法情況反映」一九八九年第五号二頁を参照。
- (40) 例えば、行政管理制度を中心とする「薬品管理法」及び「食品衛生法」には、違反者が負担する「法律責任」として、行政責任のほかに民事責任及び刑事責任も設けられている。
- (41) 筆者が一九九五年に国家技術監督局法規司紀正昆副司長に対して行ったインタビューによる。
- (42) 「E.C指令」六条。
- (43) 安田総合研究所「製造物責任法」(有斐閣、一九八九)六六頁以下を参照。
- (44) アメリカ第二次不法行為法リステイトメント四〇二A条、フランス民法典一三八六条の七を参照。
- (45) 全国人大常務委員会法制工作委員会経済法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注②実用指南五七頁以下。
- (46) アメリカ第二次不法行為法リステイトメント四〇二A条は「消費者に生じた有形的損害」に対する賠償責任規定であり、「E.C指令」九条は損害を消費者の人身損害及び「個人的な消費のための財産損害」に制限している。
- (47) 通商産業省産業政策局消費経済課編「製造物責任法の解説」(通商産業調査会、一九九四)一三五頁以下。
- (48) 劉文華主編「中国産品質量法講座」(改革出版社、一九九五)七頁以下。
- (49) 趙紅英「産品質量法理論与実務」(北京出版社、一九九五)五八頁を参照。
- (50) 「人民日報(海外版)」一九九六年一〇月一五日付。
- (51) 企業品質体系認証機構には、上海質量体系審核センター、中国新時代質量体系認証センター、中国船舶質量認証公司、中国

質量協会質量保証センター、広東質量体系認証センター及び長城質量保証センターの六つがある。

- (52) 製品品質認証機構は業界ごとに設立されており、現在では、電気製品、電子部品、セメント製品、自動車、自動車用安全ガラス、玩具製品、消防用製品など十個の認証機構が設立されている。

- (53) 中国では、方圓認証マーク、長城認証マーク及びPRC認証マークがある。

- (54) 「薬品管理法」四條、「計量法」二二條。

- (55) 産品質量法（草案）の審議改訂の状況については、全国人大常務委員会法制工作委员会經濟法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注(2)実用指南一〇〇頁を参照。

- (56) 過失推定説について、江平「民法中的視為、推定与拳証責任」（民法における「みなし、推定」規定と立証責任）『政法論壇』一九八七年第四号五九頁、王利明・前掲注(2)侵權行為法四三三頁を参照。無過失責任説について、梁慧星・前掲注(6)法学研究一九九〇年五号五九頁、李由義ほか・前掲注(2)民法学六三九頁を参照。

- (57) 王利明「論違約責任和侵權責任的競合」『法学評論』一九八八年四号三三三頁以下。

- (58) 既存の契約法を統一する「中華人民共和國契約法」は一九九九年三月に成立し、一〇月から施行されることになった。

- (59) 「工業産品質量責任條例」二四條は、罰金の額を「違法所得の二五%から二〇%まで」と定めているが、「産品質量法」三七條は、同じ違法行為に対する罰金の額を「違法所得の一倍以上五倍以下」と大幅に上げた。

- (60) 李培伝・前掲注(2)釈義一五八頁を参照。